

用途地域と特定建設作業の区域区分との関係

都市計画法に基づく 用途区域	騒音規制法に基づく 地域指定	特定建設作業の 区域区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種地域	第1号区域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 準住居地域	第2種地域	
第1種住居地域 第2種住居地域		
近隣商業地域	第3種地域	
商業地域		
準工業地域		
工業地域	第4種地域	第2号区域
工業専用地域	無指定地域	無指定区域
市街化調整区域		
都市計画区域外		

注) ○ 都市計画公園等に指定されている地域は周辺の指定に準じて騒音規制法に基づく地域の指定をしている。

○ 都市計画法の用途地域の指定に騒音規制法の地域指定が一部準じていない地域がある。

例) 南海化学，東洋電化周辺

工業専用地域 → 第4種地域（騒音指定に基づく地域指定）
第2号区域（特定建設作業の区域区分）

旧鏡村，旧土佐山村，及び旧春野町地域は，無指定地域です。